



食安発第 0916004 号
平成 17 年 9 月 16 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質
の試験法について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 424 号）が本日公布され、その内容については、本日付け食安発第 0916001 号当職通知をもって通知したところである。

これに関連して、今般、動物用医薬品ピルリマイシンに係る試験法について別添のとおり定めたので、関係者への周知方よろしく願います。

なお、上記試験法を実施するに際しては、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124002 号当職通知）別添の第 1 章総則部分を参考とされたい。